

新規事業が始まりました！



生殖補助医療費の助成が始まりました

◆助成対象

- ・診療等初日から申請の日までの間において、夫婦いずれか一方または両方が、香芝市に住民登録がある夫婦
- ・申請日において、婚姻の届出をしている夫婦
- ・診療等初日において妻が43歳未満である夫婦
- ・医療保険各法の規定に基づく被保険者または被扶養者である夫婦
- ・申請日において、市税を滞納していない夫婦
- ・国または他の地方公共団体等が行う同様の助成を受けていない夫婦

市HP



1か月児健康診査の費用を補助します！

出生後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的に、1か月児健康診査費用の補助（上限6,000円）が始まりました。

◆対象 令和7年4月1日以降に出生した乳児で、受診日に香芝市に住民登録のある生後27日を超え、生後6週に達しない乳児

◆受診方法

- (1) 受診券と母子健康手帳を病院に提出してください。
- (2) 受診の際、上限金額を超えた分は自己負担となります。

* 令和7年3月31日までに妊娠届を提出し、4月1日以降に出産したかたには、受診券を郵送します。また、4月1日以降は妊娠届出時に受診券を配布しています。

市HP



妊婦のための支援給付が始まります！

従来の出産・子育て応援ギフトカードの支給から、子ども・子育て支援法に基づく新たな制度として、「妊婦のための支援給付」における妊婦支援給付金を支給します。

◆対象 申請時点で香芝市に住民票があり、妊婦給付認定を受けたかた

* 妊婦給付認定を受けるには、医師による胎児心拍の確認が必要です。

◆給付内容

妊娠期（1回目）…妊娠1回につき、5万円の給付
出産期（2回目）…胎児1人当たり、5万円の給付

* 申請時に指定された銀行口座へ給付金を振り込みます。

◆申請方法 妊娠届出時（1回目）と出生届出後の産後アンケート回答時（2回目）に申請書をお渡します。

市HP



一般不妊治療助成制度の対象者が変更されました

「香芝市一般不妊治療助成金」の助成対象などを見直しました。

◆助成対象

- ・助成を受けようとする一般不妊治療を開始した日から申請日まで継続して、夫婦のいずれか一方または両方が、香芝市に住民登録がある夫婦
 - ・申請日において、婚姻の届出をしている夫婦
 - ・医療保険各法の規定に基づく被保険者または被扶養者である夫婦
 - ・申請日において、市税を滞納していない夫婦
 - ・国または他の地方公共団体等が行う同様の助成を受けていない夫婦
- * 一般不妊治療とは体外受精及び顕微授精を除く不妊治療のこと（不妊治療のための検査及び人工授精等を含む）

市HP

